



市立病院における携帯端末の紛失について

市立病院で運用している電子カルテシステムに接続し、カルテ情報の参照、投薬や処置の実施入力、患者様状態の記録等に使用している携帯端末を紛失していることが判明しました。

関係者の皆さまにお詫びするとともに、経緯をお知らせします。

なお、これまでに本件に関する照会や第三者への流出が疑われる事象は確認されておりません。

また、電子カルテシステムについては、病院内のネットワークにIDとパスワードで接続する必要があるため、不正利用等の可能性は低いものと考えております。

1 紛失物 iPod touch (アイポッド タッチ) 6台

※最終使用履歴は令和4年11月7日から令和6年3月31日までの間

2 紛失判明日 令和6年4月3日(水)

3 紛失場所 不明

4 記録されている主な情報

患部の写真、患者様の寝姿勢、検体写真など

5 経緯等

令和6年4月3日(水) iPod touch 7台の所在が分からないことが判明し、搜索開始。
令和6年4月5日(金) 病院内電子掲示板にて職員に所在確認を依頼。
令和6年4月8日(月) 看護師長会にて所在不明の報告と搜索を依頼。
令和6年4月9日(火) システム管理室定例会にて、iPod touchの所在不明を報告。
令和6年4月10日(水) 最終ログイン日時および最後に閲覧した患者情報が判明。
令和6年4月11日(木) 最後に端末を使用した職員が判明。
令和6年4月19日(金) 病院内でiPod touch 1台を発見。
令和6年5月17日(金) 医療情報システム委員会にてiPod touchの紛失を報告。
令和6年5月24日(金) 個人情報保護委員会から要配慮個人情報に該当する旨の指摘。
令和6年5月29日(水) 個人情報保護委員会へ報告。
令和6年5月30日(木) 総務省および埼玉県へ報告。
令和6年5月31日(金) 秩父警察署へ被害届を提出。

6 患者様への対応

紛失した携帯端末に情報が記録されていると判明した段階で、個別にご連絡いたします。

7 再発防止策

使用の都度貸し出し・返却を記録するとともに、1日1回所在の確認を行う体制をとりました。

また、市立病院職員に対して、情報セキュリティの研修を行うとともに、個人情報保護の教育を徹底してまいります。